

○文部科学省告示第九十九号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領（平成十年文部省告示第百七十六号）の特例を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十年六月十三日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

## 1 総則

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（以下「平成21年度」という。）、平成22年4月1日から平成23年3月31日まで（以下「平成22年度」という。）及び平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（以下「平成23年度」という。）の教育課程の編成に当たっては、中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号）（以下「現行中学校学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 教育課程編成の一般方針，授業時数等の取扱い及び指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については，現行中学校学習指導要領第1章第1，第5及び第6の規定にかかわらず，中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）第1章第1，第3及び第4の規定によること。
- (2) 選択教科の取扱いについては，現行中学校学習指導要領第1章第3の3の規定は適用しないこと。
- (3) 総合的な学習の時間の取扱いについては，現行中学校学習指導要領第1章第4の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第4章の規定によること。

## 2 国語

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの国語の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第2章第1節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。ただし，現行中学校学習指導要領による場合には，平成23年度の第1学年の国語の指導に当たっては，新中学校学習指導要領第2章第1節第2の〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イ(ア)に規定する事項を加えるものとする。

## 3 社会

- (1) 平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの社会の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず，

その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第2節の規定による  
 ことができる。ただし、平成22年度の第1学年並びに平成23年度の第1学年  
 及び第2学年の社会の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第  
 2節第3の1(2)の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第2章第2節  
 第3の1(2)の規定により、各学年において授業時数を各分野に適切に配当  
 するものとする。

(2) 現行中学校学習指導要領による場合には、平成23年度の第1学年の社会の  
 地理的分野の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2  
 [地理的分野]のうち、2(1)、2(2)ア及びウ並びに2(3)ア(ア)から(ウ)ま  
 で及び(オ)の事項を指導するものとする。

#### 4 数学

(1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の数学の指導に  
 当たっては、それぞれ、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定す  
 る事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項を  
 省略し、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係  
 る同表の第4欄に掲げる規定は適用しないものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
平成21年度、 平成22年度及 び平成23年度	第1学年		3(4)のうち「投影図は取り扱わ ない」に関する部分
	第2学年	2B(2)ウ	
平成22年度及 び平成23年度	第3学年		3(4)のうち「因数分解を用いて 解くことができない二次方程式 については、 $x$ の係数が偶数で ある簡単な例を取り上げ、平方 の形に変形して解く方法がある ことを知ることにとどめる」及 び「解の公式は取り扱わない」 に関する部分

(2) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の数学の指導に当たっては、それぞれ、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第4欄に掲げる事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第5欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
平成21年度 ，平成22年度 及び平成 23年度	第1学年	2 A (1)		3 (1)
		2 A (2)	2 A (2) エ	3 (2)
		2 A (3) ウ		3 (3)
		2 B (1)	2 B (1) イ	
		2 B (2) イ		3 (5)のうち「投影図」 に関する部分
		2 B (2) ウ	2 B (2) ウのうち「球 の表面積と体積」に関 する部分	
		2 C (1)	2 C (1) ア	
		2 C [用 語・記号]	2 C [用語・記号] の うち「関数」	
		2	2 D	3 (6)
平成22年度 及び平成23 年度	第3学年	2 A (3)	2 A (3) ウ	3 (3)のうち「平方の 形に変形して解くこ との指導においては、 $x$ の係数が偶数で あるものを中心に取り 扱う」
		2 A [用 語・記号]	2 A (1) [用語・記号]	

	語・記号]	のうち「有理数 無理数」	
	2 B (1)	2 B (1)エ	
	2 B	2 B (2)	3 (4)
	2 C (1)	2 C (1)エ	
	2	2 D	

(3) 平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの数学の指導に当たっては、新中学校学習指導要領第2章第3節第2の2〔数学的活動〕に規定する事項を加えることができる。

## 5 理科

(1) 平成21年度から平成23年度までの第1学年の理科の指導に当たっては、次の通りとする。

ア 第1欄に掲げる分野の別に従い、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる事項を指導するものとし、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第3欄に掲げる事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第4欄に掲げる事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第4節第2の規定のうち同表の第5欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
第1分野	2 (1)ア, 2 (1)イ (イ), 2 (2) ア, 2 (2) イ(ア)	2 (1)イ (イ)	2 (1)イ(イ)の うち「水圧」 に関する部分	3 (2)オ
		2 (1)イ	2 (1)イ(ア)	3 (2)エ
		2 (2)ア (ア)		3 (3)アのうち「代表的なプラスチックの性質にも触れる」に関

				する部分
		2 (2) ア (イ)		3 (3) オ
		2 (2) イ (ア)		3 (3) ウ
第2分野	2 (1) ア及びイ, 2 (2)	2 (1)	2 (1) ウ	3 (2) エ
		2 (2) ア		3 (3) ウのうち「断層, 褶曲にも触れる」に関する部分
		2 (2) イ (ア)		3 (3) アのうち「火山岩」及び「深成岩」については, 代表的な岩石を扱う」に関する部分

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2の〔第1分野〕の3(1), 3(2)オ及び3(3)アの規定のうち「密度」については, 同じ体積でも質量が異なるものがあることを知る程度にとどめる」に関する部分並びに〔第2分野〕の3(1)及び3(3)イのうち「火山岩」及び「深成岩」については, それぞれ1種類を扱う」に関する部分の規定は適用しないものとする。

(2) 平成21年度の第2学年の理科の指導に当たっては, 次の通りとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち〔第1分野〕及び〔第2分野〕のそれぞれの2(3)及び(4)に規定する事項を指導するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2の〔第1分野〕及び〔第2分野〕のそれぞれの3(1)の規定は適用しないものとする。

(3) 平成22年度及び平成23年度の第2学年の理科の指導に当たっては, 次の通りとする。

ア 第1欄に掲げる分野の別に従い, 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる事項を指導するものとし, 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表

の第3欄に掲げる事項に，新中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第4欄に掲げる事項を加え，新中学校学習指導要領第2章第4節第2の規定のうち同表の第5欄の規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
第1分野	2(3)及び(4)	2(3)ア(ア)		3(4)エ
		2(3)イ(イ)	2(3)イ(ウ)のうち「直流と交流の違いを理解する」に関する部分	
		2(3)イ(ウ)		3(4)ウ
		2(4)イ	2(4)イ(イ)及び(ウ)	3(5)ウ
第2分野	2(3)ア，2(4)	2(3)	2(3)ア，ウ及びエ	3(4)ウ，エ及びオ
		2(4)イ(ア)		3(5)アのうち「水の循環も扱う」に関する部分
		2(4)	2(4)ウ	3(5)ウ

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2の〔第1分野〕の3(1)及び3(4)オ並びに〔第2分野〕の3(1)の規定は適用しないものとする。

(4) 平成21年度及び平成22年度の第3学年の理科の指導に当たっては，次の通りとする。

ア 第1欄に掲げる分野の別に従い，現行中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる事項を指導するものとし，現行中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第3欄に掲げる事項に，新中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第4欄に掲げる事項を加え，新中学校学習指導要領

第2章第4節第2の規定のうち同表の第5欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
第1分野	2(5), (6)及び (7)	2(5)ア	2(5)イ(ア)	3(6)ウ
		2(6)ア (イ)	/	3(7)イのうち「電極で起こる反応を中心に扱う」に関する部分
		2(6)ア	2(6)ア(ア)及び(イ)	3(7)ア
第2分野	2(5), (6)及び (7)	2(5)	2(5)イ	3(6)ウ
		2(6)イ	2(6)イ(イ)	3(7)ウ

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2の〔第1分野〕の3(1)及び3(7)イの規定のうち「イオンについては扱わない」に関する部分並びに〔第2分野〕の3(1)の規定は適用しないものとする。

(5) 平成23年度の第3学年の理科の指導に当たっては、次の通りとする。

ア 第1欄に掲げる分野の別に従い、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる事項を指導するものとし、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第3欄に掲げる事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2に規定する事項のうち同表の第4欄に掲げる事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第4節第2の規定のうち同表の第5欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
第1分野	2(5)ア (ア)及び (イ), 2(7) ア	2(5)ア	2(5)ア(ア)	/
		2(5)	2(5)イ	3(6)ウ及びエ



		2 (7) ア (ア)		3 (8) イ
		2 (7) ア	2 (7) ア (ア)	3 (8) ア
		2 (7)	2 (7) イ及びウ	3 (8) ウ
		2	2 (6)	3 (7)
第2分野	2 (5) ア (イ), 2 (5) イ, 2 (6) 及び(7)	2 (5)	2 (5) イ	3 (6) ウ
		2 (6) イ	2 (6) イ (イ)	3 (7) ウ
		2 (7)	2 (7) ウ	3 (8) エ

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2の〔第1分野〕及び〔第2分野〕のそれぞれの3(1)並びに第3の5の規定は適用しないものとする。

## 6 音楽

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。ただし、現行中学校学習指導要領第2章第5節第2の〔第1学年〕及び〔第2学年及び第3学年〕のそれぞれの2A(2)イの規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第2章第5節第2の〔第1学年〕及び〔第2学年及び第3学年〕のそれぞれの2A(4)イ(ア)及び第3の2(1)アの規定によるものとする。

## 7 美術

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

## 8 保健体育

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

## 9 技術・家庭

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの技術・家庭の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第8節の規定によることができる。

## 10 外国語

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの外国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

## 11 道徳

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。

## 12 特別活動

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。